

○ 厚生労働省
経済産業省
環境省
告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十九年五月三十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 若林 正俊

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
29	ペルフルオロドデカン酸	(2) - 2658 (2) - 2659
30	ペルフルオロトリデカン酸	(2) - 2658 (2) - 2659
31	ペルフルオロテトラデカン酸	(2) - 2658

3 2	ペルフルオロペンタデカン酸	(2) - 2 6 5 8
3 3	ペルフルオロヘキサデカン酸	(2) - 2 6 5 8
3 4	ペルフルオロヘプタン	(2) - 2 3 6 6
3 5	ペルフルオロオクタン	(2) - 2 3 6 6
3 6	2 , 2 , 3 , 3 , 4 , 4 , 5 - ヘプタフルオロ - 5 - (ペルフルオロ ブチル) オキシラン又は 2 , 2 , 3 , 3 , 4 , 5 , 5 - ヘプタフルオ ロ - 4 - (ペルフルオロブチル) オキシラン	(5) - 7 1